



2008年2月15日 第2008-26号

【発行】 J A M

【発行責任者】 斉藤 常

【編集】 政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

自家用自動車自賠責保険が4月から変わり、2年契約で9260円下がります。

第125回自動車損害賠償責任保険審議会
で20年度の自賠責保険の保険料が決まりました。

交通事故発生件数の減少等により、平成17年4月の前回基準料率改定時の予定損害率との乖離が、平成19年度、平成20年度ともに20.3%と大幅なものとなったこと等につき、契約者間の公平性を保ちつつ速やかに保険料水準に反映させることにより、契約者負担の軽減を図るとの方向性が示されました。

平成20年4月1日からの新たな基準料率は、例えば自家用乗用車2年契約額で22,470円となります。(現行基準料率は同31,730円で、引下げ幅は9,260円です。)

3月までに車検を予定している人は、そのまま契約すると現行の料金になってしまいます。分割契約で、2月、3月分を別にして4月以降の契約を申し出てください。車検を受ける際、念のため得な方法を確認してください。

自賠責保険の主な基準料率は次の通りです。

車種	現行基準料率	改定基準料率	改定額
自家用乗用自動車	31,730	22,470	9,260
自家用小型貨物自動車	26,670	19,290	7,380
小型二輪自動車	20,770	13,400	7,370
軽自動車	25,690	18,980	6,710

(注) : 上記基準料率は、離島以外の地域(沖縄県を除く)に適用される2年契約に係るもの。